

もうひとつの安心をプラス



国民年金基金をこ存じですか？

国民年金基金とは

自営業などの皆さんを対象に、ゆとりある老後を過ごすことができるよう、老齢基礎年金に上乘せして年金を給付する公的な年金制度です。

加入できる人は

20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人、農業者年金に加入している人は、加入できません。

国民年金基金の5つのメリット

税制面で優遇
国民年金基金の掛け金はすべて社会保険料として所得から控除され、受け取る年金にも公的年金控除が適用されます。

掛け金がお得

年金の受取額が同額の場合、月々の掛け金は一般の個人年金に比べて安くなっています。

何口からでも加入できて、増減も自由

毎月の掛け金の上限である68,000円の範囲内なら何口からでも始められ（ただし、個人型確定拠出年金に加入している場合には、その掛け金と合わせて68,000円が上限）、さらに加入後も増減できます。

ニーズに合った年金設計

いろいろなタイプがあるので、それぞれに合った年金設計ができます。公的年金だから安心

国民年金基金の支給する老齢年金は、国民年金とともに「国民年金法」で定められた公的年金です。

国民年金本体の保険料納付もお忘れなく！

国民年金の保険料が未納となった場合、その未納となった期間については基金の掛け金を納付していたとしても、年金または遺族一時金が支給されません。国民年金の保険料も忘れずに納付してください。

年金相談所を開設します

香川県国民年金基金では、国民年金基金についての年金相談所を開設します。

日時 10月12日(金)

午前10時～午後4時

場所 豊中庁舎3階 セミナールーム

問い合わせ

香川県国民年金基金

0120-6514192

観音寺税務署からのお知らせ

電話相談センター開設します

国税に関する相談は、「電話相談センター」でお答えします

11月1日から、税務署へ電話をかけると、自動音声案内により、国税に関する相談は「電話相談センター」へ、税務署への個別の用件は「税務署」につながります。

「電話相談センター」では、「電話による相談」のみを行い、「面接相談」は行いませんので、「面接相談」を希望の方は、最寄りの税務署をご利用ください。

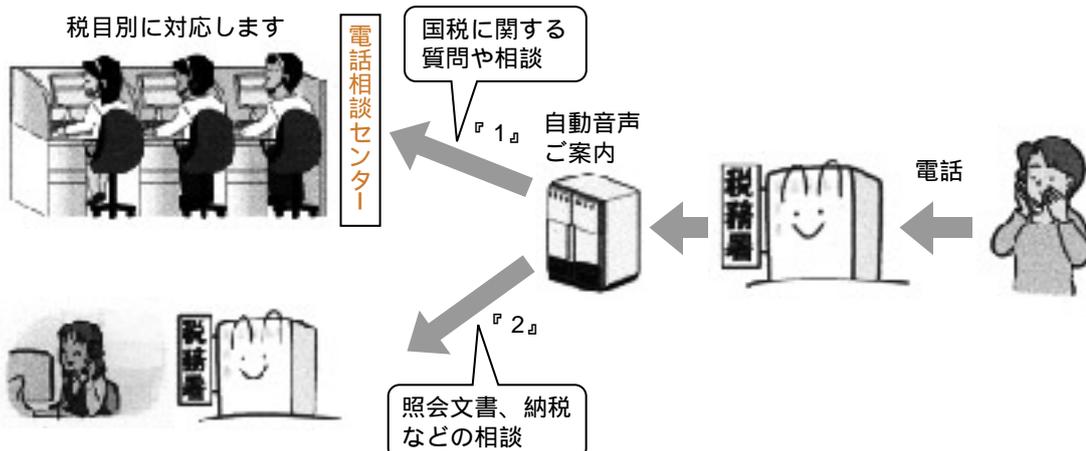
税務署での相談は、事前の予約が必要ですよ

相談内容が、申告または納税に直結しており、複雑で書類等により事実関係の確認が必要な面接相談は、事前に電話での予約が必要です。（予約の際には、住所・氏名・相談内容等をお伺いします）

納税者の皆さんの待ち時間を少なくし、相談を効率よく行うために実施します。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ

観音寺税務署 25・2191



浄化槽を正しく
使いましょう

水環境保全のため、合併処理浄化槽を設置しましょう
皆さんは、家庭で使った水がその後どのようになるか関心がありますか。

集落排水施設に接続している場合、合併処理浄化槽を設置している場合以外は、台所や風呂、洗濯で使われた水は、未処理でそのまま周辺の河川、水路に放流されています。浄化槽を設置している場合でも単独処理浄化槽であれば同じことです。

水環境の保全を考えると、生活雑排水の未処理放流は非常に大きな問題です。市では、補助金制度を設けて合併処理浄化槽の設置を推進しています。

浄化槽の維持管理に
努めましょう

合併処理浄化槽は、正しい使い方と適正な維持管理をすれば、下水道と同程度の汚水処理性能があります。

しかし、使い方を誤ったり、維持管理を適切に行わないと、放流水の水質が悪化し

たり、悪臭が発生してしまうことになり、逆に生活環境を悪くする原因になってしまいます。

浄化槽法では、浄化槽の所有者などに、浄化槽の保守点検と清掃、指定検査機関の行う水質検査を受けることを義務付けています。

浄化槽設置補助の
申請はお早めに

浄化槽設置補助の申請は、
11月20日までに

市が実施する浄化槽設置整備事業（個人設置型）と、浄化槽整備推進事業（市設置型）の本年度申請締め切りは、11月20日（火）です。

浄化槽整備推進事業（市設置型）の新規設置は、本年度限りです

高瀬町・三野町の一部区域で実施してきた、浄化槽整備推進事業（市設置型）の新規設置は、平成19年度限りとなります。

平成20年度からは、集落排水施設区域を除く市内全域が、浄化槽設置整備事業（個人設置型）になります。この事業

は使用者が浄化槽を設置・維持管理し、市が設置補助金を交付するものです。

集落排水施設の
使用料について

集落排水施設の一一般家庭における使用料は、基本使用料と世帯人数によって決められています。

使用者の家庭で、転入・転出・出生・死亡などにより、世帯人数に変更があった場合は、水処理課または各支所に人数変更届を提出してください。（変更届には印鑑が必要です）

集落排水施設

- ・ 上高瀬第一地区（高瀬町）
- ・ 大見地区（三野町）
- ・ 潟満地区（詫間町）
- ・ 大浜地区（詫間町）
- ・ 北草木地区（仁尾町）
- ・ 上新田地区（詫間町）

問い合わせ
水処理課 72・5667



10月の声を聞きますと、ここに祭りの太鼓の音が聞こえてきます。皆さんには、秋の収穫の時期でもあり、大変忙しい毎日のことと存じます。いつも、青少年の健全育成にご支援・ご協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、今月は育成センターでも重点の一つとして取り組んでいる『愛の一声』運動についてです。子どもに、「おはよう」と声をかけても返事が返ってこないことがよくあります。子どもたちは、「知らない人に気をつけなさい」、また一方では「あいさつをしなさい」と言われ、その場その場に合わせて対応しているところではないでしょうか。

ここである方の体験をお話します。この方は、毎朝、子どもたちの登校の様子を見守るために、校区内を巡回しながら、あ

いさつを交わし続けています。最初は、「おはよう」

と声をかけても、返事が帰ってこなかったそうです。それでも、巡回の中で粘り強く声かけを続けました。半年もすると、お互いに顔見知りとなり、子どもたちにも「この人は、私たちを見守ってくれている人だ」ということが伝わり、あいさつが交わされるようになったそうです。今では巡回の自動車を見かけると、子どもたちの方から、「おはよう」とあいさつをし、親しく寄ってくるようになったと聞いています。

子どもたちに声かけをしても返事が返ってこない、ということを知ることがありますが、あいさつをしても、すぐ返ってくる状況ではありません。この方のように、粘り強く声かけを続けることにより、信頼関係を築くことができるのではないのでしょうか。

『愛の一声』は一朝一夕に成り立つものではありません。何度も何度も声かけをし、信頼関係を作りあげることにより、出来上がるものです。皆さんには、もうすでに実践していることと思いますが、今後ともよろしく願います。